

液化石油ガス法※における指導内容について

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

札幌市消防局

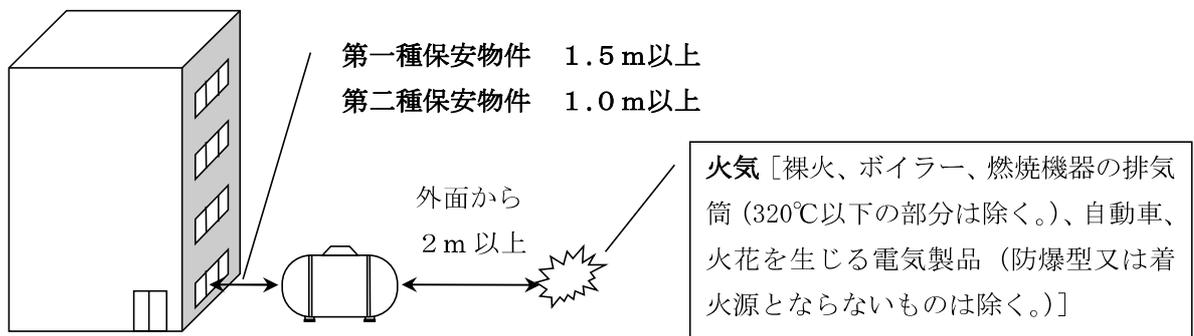
○L P ガスバルク貯槽（1,000kg 未満）と保安物件及び火気までの距離

〔第1種保安物件※1に対し1.5m〕

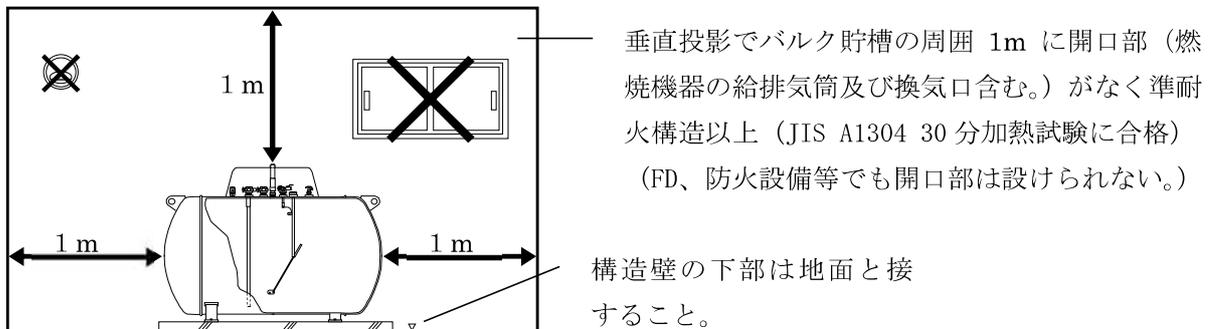
※1 学校等、病院（ベッド20床以上）、劇場・映画館・公会堂等（収容定員300人以上）、福祉施設等（収容定員20人以上）、文化財施設、博物館、駅（1日平均2万人以上利用）、大規模店舗など不特定多数の者が出入りする収容施設（1,000㎡以上）

〔第2種保安物件※2に対し1.0m〕

※2 第1種保安物件以外の建築物で住居の用に供するもの（一般住宅・共同住宅）

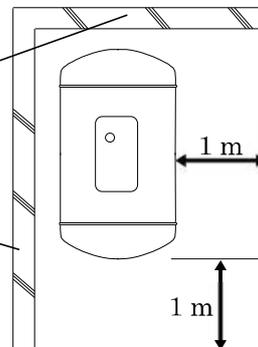


・保安物件との距離がとれない場合の構造壁等



垂直投影図

構造壁の設置は最大で2方向までとする。



水平投影図

○充てん容器等（1,000 kg未満）（規則※第18条第1号）の火気までの距離

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

- ・充てん容器等（内容積20ℓ以上）を置く位置から2m以上

○屋外の火気との距離がとれない場合の隔壁

バルク貯槽の外面や充てん容器等を置く位置から2m以内にある屋外の火気を遮る措置は、充てん容器等との間に不燃性の隔壁を設け、漏えいした液化石油ガスが火気の方に流動することを遮る必要があります。具体的な措置方法については、下記の例により施工してください。

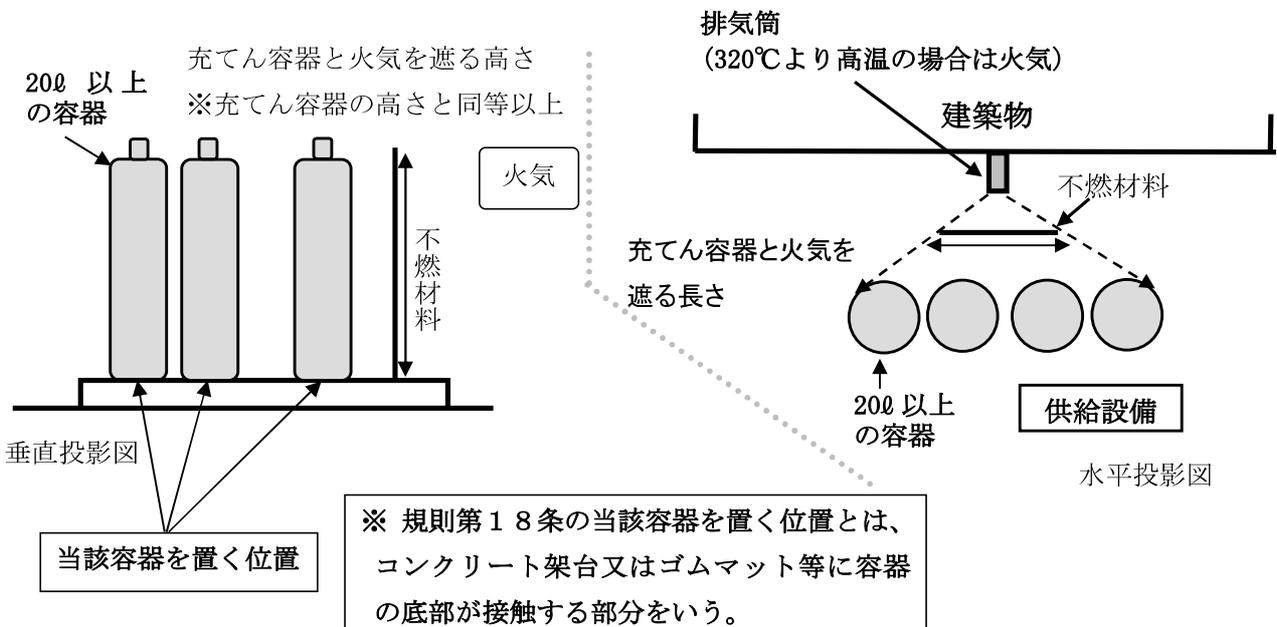
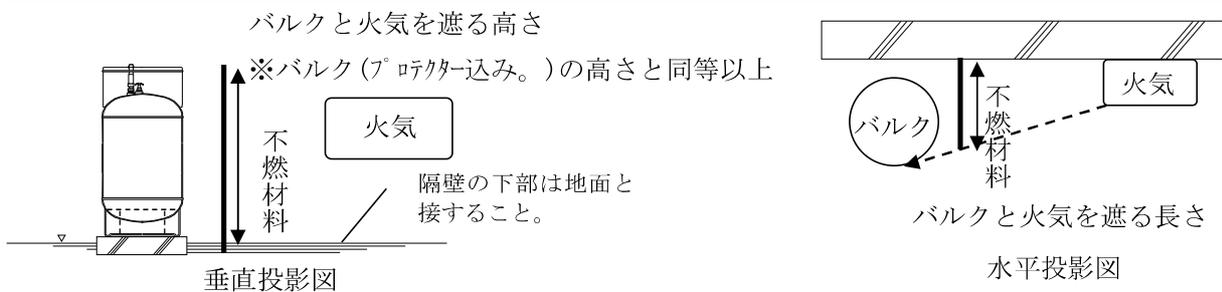
なお、下記の例によらない措置を講じる場合は、事前にお問合せください。

火気からの距離が2m確保できない場合は、不燃性の隔壁を設け、火気をさえぎる措置を講ずること。また、その隔壁の下部は地面と接していること。

※迂回水平距離を要しない。

◎火気に該当するもの

裸火、ボイラー、燃焼機器の排気筒（320℃以下の部分は除く。）、自動車、火花を生じる電気製品（防爆型又は着火源とならないものは除く。）



【お問合せ先：予防部査察規制課危険物保安係 011-215-2050】